

関東経済産業局における法令違反への対応状況（平成26年度）

経済産業省では、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、規制対象となる製品について試買テスト及び立入検査等により法令遵守状況等の確認を行っています。

また、事業者からの自主申告や第三者からの申し出、事故情報の調査結果、都県・市による販売事業者への立入検査等により併せて確認を行っており、それらにより法令違反の疑いが認められたときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置をとっています。

当局は、一般消費者に危害を発生させるおそれのある違反事案については、当該製品の製造（輸入）事業者に対し経済産業局長名の文書による厳重注意処分を行い、都度公表するとともに、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認しているところです。

なお、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反事案については、当該事業者に対し産業部長名の文書による注意処分を行っており、平成26年度に当局が対応した121件の事案の概要は以下のとおりです。

各事業者には、該当製品の出荷停止、適合性検査の受検、技術基準の適合確認、記録の保存、これらの対応がとれない場合は製品回収等の対応の他、再発防止策の徹底を求めています。

<製造（輸入）事業者に対する注意処分の概要>

（1）消費生活用製品安全法

注意処分件数：12件

主な対象品目：携帯用レーザー応用装置、乗車用ヘルメット、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、ライター

主な違反内容：製造（輸入）事業の届出を行わずにPSマークのない製品を販売していた。
技術上の基準への適合確認を行わずにPSマークを付して販売していた。

（2）電気用品安全法

注意処分件数：106件

主な対象品目：キャブタイヤコード、ペンダントスイッチ、差込みプラグ、マルチタップ、コードコネクターボディ、器具用差込みプラグ、アダプター、コードリール、延長コードセット、おもちゃ用変圧器、その他の家庭機器用変圧器、水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器、電気足温器、電気カーペット、電気毛布、電気ストーブ、電気天火、電気こんろ、電気ホットプレート、電気湯沸器、電気酒かん器、電気蒸し器、その他の調理用電熱器具、電気髪ごて、その他の理容用電熱器具、電気焼成炉、その他の工作用又は工芸用の電熱器具、湿潤器、電気接着器、電気ポンプ、冷蔵用のショーケース、電気冷凍庫、電気冷水機、空気圧縮機、電気刈り込み機、フードミキサー、電気肉ひき機、電気肉切り機、包装機械、文書細断機、電気断裁機、扇風機、換気扇、送風

機、電気冷風機、空気清浄機、電気掃除機、その他の電気吸じん機、電気脱水機、電気グラインダー、電気ドリル、電気かんな、電気のごぎり、電気サンダー、その他の電動工具、その他の家庭用電動力応用治療器、白熱電球、蛍光灯ランプ、エル・イー・ディー・ランプ、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、装飾用電灯器具、その他の白熱電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具、広告灯、電気消毒器（殺菌灯）、充電式携帯電灯、電子時計、その他の音響機器、テレビジョン受信機、超音波ねずみ駆除機、直流電源装置、電灯付家具、コンセント付家具、その他の電気機械器具付家具、アーク溶接機、携帯発電機、リチウムイオン蓄電池

主な違反内容：製造（輸入）事業の届出を行わずにP Sマークのない製品を販売していた。
承継の届出を行わずにP Sマークを付して販売していた。
変更の届出を行わずにP Sマークを付して販売していた。
技術上の基準への適合確認を行わずにP Sマークを付して販売していた。
自主検査（記録の保存）を行わずにP Sマークを付して販売していた。
適合性検査（証明書の保存）を受けずにP Sマークを付して販売していた。

（3）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

注意処分件数：2件

主な対象品目：カートリッジガスこんろ、開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ

主な違反内容：輸入事業の届出を行わずにP Sマークのない製品を販売していた。
技術上の基準に適合していなかった。

以 上